

事業報告

(2024年4月1日から)
(2025年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

当社グループは、当連結会計年度より連結計算書類を作成しております。従いまして、前連結会計年度との比較分析は行っておりません。

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における世界経済は、ウクライナやパレスチナでの紛争が継続し、シリアでは反政府勢力によって政権転覆が起こりました。米国大統領選挙においてはトランプ氏が当選し、第2期目として米国第一主義を推進するために、関税政策の大幅な変更と、これを交渉材料にした外交政策が進められ、世界情勢を一変させました。

特に、従来からの友好国との貿易関係について、米国の貿易赤字を減少させることを各国に要求することで、冷戦終了後の世界の政治情勢そのものを根底から覆すこともあり得ることを予感させられました。

関税政策変更の影響の大きさから、為替や金利の変動幅が大きくなり、これに伴って株式市場も変調をきました。関税が大幅に上ることで、米国物価が一層上昇するとの予想もあって、比較的順調に推移してきた米国経済の先行きも、憂慮すべき事象が増加し、消費の先行きにも影を落とす可能性が出てきました。

当連結会計年度の前半は、米国景気が好調を維持し、米国の株価が高止まり傾向となり、ドル円の為替レートは円安方向に振れました。国内の株価も高止まり傾向で、物価上昇が続きましたので、日本銀行はこれまでの金融政策の方針を変更し、2024年3月にマイナス金利政策を終了させ、政策金利を引き上げました。年度末近くになって上記の経済情勢から円高方向に振れ、物価動向も見通しが難しくなりました。米国の関税政策によっては、日本経済が大幅な景気後退に襲われる可能性も出てきた点が、今後の懸案事項と考えております。

当社グループ製品の主要なビジネス分野であるLGD (Laboratory Grown Diamond : 人工宝石) 市場は、当連結会計年度においても引き続き規模が拡大しております。米国ではLGD

のダイヤモンド宝石市場におけるシェアが50%を超えていたとの報道もあり、いよいよ本格的なLGD市場形成が進むと見られます。

しかし、2023年3月期終盤から、特に小型宝石の供給過剰が発生し、そのことによってLGDの価格の下落傾向が大きくなり、その影響は天然ダイヤモンドの価格下落をもたらしました。LGDの価格が同じグレードの天然ダイヤモンドの価格の15%程度といった低価格で取引される事例が見られるなど、LGDの大幅な価格下落によって採算割れを起こしたと見られる一部の企業は倒産などの事業撤退に追い込まれ、一部は生産工場の操業を停止する事態になりました。特に小型宝石を中心に製造していた企業は、困難な状態が顕著に現れています。大手企業も例外ではなくその米国LGD工場の操業停止や、欧州企業の債務整理開始、といったニュースが飛び込んできました。多くのLGD製造企業が集積しているインド・スーラット市や、イスラエルでも有力企業の倒産が発生しました。

また、LGDメーカーが種結晶を自家生産する動きがさらに拡大し、インド及び中国の種結晶メーカーが、安価で大型の種結晶を供給し始めております。このような情勢から、種結晶価格は低位のまま推移いたしましたので、当社グループの種結晶の一部について収益性が悪化しました。また、小型宝石から高価な大型宝石へ軸足を移す動きが顕著となり、求められる種結晶のサイズは12x12mm以上の割合が大幅に増加しております。特に、15x15mm種結晶の需要が大幅に増加し、当社グループとしてもその生産体制を強化しております。

こうした状況下、当社グループは、2024年11月28日に公表いたしました「2025年3月期中間期決算説明資料」及び2025年2月21日に公表いたしました「2025年3月期第3四半期決算説明資料」で示しましたとおり、<EDPは変わります>と宣言し、種結晶偏重のビジネス形態からの離脱をテーマに、抜本的な事業構造改革に取り組んでまいりました。具体的には、種結晶偏重という事業構造から脱却し、LGD分野では、種結晶から宝石までの関連製品を取り扱うこととしました。また、デバイス分野への取り組みでは、とりわけ大型ウエハの実用化に向けた開発体制を強化しました。

当社グループは既に公表しましたとおり、2024年1月にエス・エフ・ディー株式会社（以下、「SFD」という。）を設立し、宝石の製造・販売企業としての事業開始準備をすすめ、各種の宝石の試作を行いました。また、SFD India Private Limited（以下、「SFD India」という。）をインド・スーラット市に設立し、業務を遂行するための体制を整えてきました。

当社グループでは宝石製作の原料となる原石製作について、当連結会計年度において鋭意取り組んでまいりました。その結果、当社グループの保有する大型単結晶を利用した高品質の原石生産が可能となりました。これらの原石を宝石に加工した結果からも、有効性が確認されま

した。

SFDは既に当社で生産した原石を購入し、これを海外の委託先において加工し、宝石としての完成品を保有しております。また、当面販売するために市場から宝石購入したものを、在庫の一部として保有し、ごく一部の宝石は国内で販売を行いました。

また、当連結会計年度においては、世界各国でダイヤモンドデバイスの開発が活発化し、各國が競ってこの開発に資金を投入する状況になりました。基板等の売上は2024年3月期に大幅に売上が増加いたしましたが、当連結会計年度においても増加傾向は変わりませんでした。また、デバイス開発を軌道に乗せるための2インチウエハの実用化に結び付く、30x30mm単結晶の開発を進め、2025年2月13日に当該サイズの基板の製品発売をいたしました。活発化している量子デバイス向けの低窒素(111)基板も発売し、エピタキシャル基板についても各ユーザーの要望に沿う形で多種類の構造を出荷できるようになりました。

このように、ダイヤモンドデバイス開発の進展を受けて、いよいよ本格的にダイヤモンドデバイスに向けた素材の市場が形成される時期が近づいており、当社グループは大型ウエハの実用化までの技術ロードマップを「2025年3月期中間期決算説明資料」及び「2025年3月期第3四半期決算説明資料」に開示し、当該技術ロードマップに沿った開発を進めております。半導体デバイスの製造プロセスを利用するためには、2インチウエハ（直径50mmの円盤状）より大型のウエハを使用することが必要です。この実現のためには、25x25mm以上の単結晶を4個接合したモザイク結晶（50x50mm以上の面積）を開発する必要があります。2025年2月13日に発売した、30x30mm単結晶が、その開発のキーとなる素材で、2025年12月末を2インチウエハの開発期限の目標として、取り組んでまいります。2インチウエハの実現のために、単に素材製作だけでなく研磨技術や成長装置の大面積化についても並行して開発に取り組んでおります。2インチ以上のウエハを使ったデバイスの量産に向けて、生産体制を整備して、ユーザーのニーズに適合したウエハを商品化していくことが重要となっており、これらに対する開発投資も行いました。

以上のような宝石の製品化や、大型ウエハの実用化に向けて、生産ならびに開発設備投資が必要と判断し、2024年9月に新株予約権による資金調達を開始いたしました。当連結会計年度末までに、853,014千円を調達いたしました。さらに、新たに銀行融資により、事業構造改革、開発投資を進めるための資金を厚めに手当ていたしました。一部の設備につきましては、当連結会計年度に購入を開始いたしましたが、引き続き宝石やウエハの生産体制の確立に向けて投資を行っていく計画です。

2024年3月期において当社は市況の急激な変化から、種結晶や素材の在庫が膨らんでおりました。当連結会計年度においては、種結晶の価格下落の影響もあって、利益率が大幅に低下しました。さらに在庫の製品や素材は、在庫評価損を計上しましたので、大幅な損失が発生しました。

また、当連結会計年度においては、事業環境の変化を考慮し、当社グループの固定資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額として減損損失1,300百万円を計上いたしました。

上記から、当連結会計年度の連結損益計算書上、大きな損失を計上することとなりましたが、キャッシュ・フローは資金調達が進んだこともあって堅調に推移しており、最終的には大幅なプラスとなっております。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は902百万円、営業損失は976百万円、経常損失は989百万円、親会社株主に帰属する当期純損失は2,306百万円となりました。

また、当連結会計年度の製品種類別売上高は、種結晶が531百万円、基板及びウエハは329百万円、光学系及びヒートシンクは14百万円、工具素材は26百万円、宝石は0百万円となりました。

なお、当社グループはダイヤモンド単結晶の製造、販売、開発事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました当社グループの設備投資の総額は22百万円で、その主な内訳は次のとおりであります。

イ. 当連結会計年度中における主な増加額

機械及び装置	8百万円	開発部	デジタルマイクロスコープ
	7百万円	横江工場	成長装置改造
	5百万円	横江工場	成長装置関連設備

ロ. 当連結会計年度中における重要な固定資産の売却、撤去、滅失

該当事項はありません。

③ 資金調達の状況

2024年9月4日に野村證券株式会社に対する第三者割当ての方法により発行した第17回新株予約権（行使価額修正条項付）の行使等により、総額で853百万円の資金調達を行いました。また、当連結会計年度中、設備投資などの所要資金のため長期借入で総額500百万円の資金調達をおこないました。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

当社は、2024年7月に当社が45%、子会社SFDが55%を出資したSFD India Private Limitedを設立いたしました。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区分	第13期 (2022年3月期)	第14期 (2023年3月期)	第15期 (2024年3月期)	第16期 (当連結会計年度) (2025年3月期)
売上高(千円)	—	—	—	902,729
親会社株主に帰属する(△) 当期純損失(△)	—	—	—	△2,306,367
1株当たり(円) 当期純損失(△)	—	—	—	△171.38
総資産(千円)	—	—	—	4,377,766
純資産(千円)	—	—	—	3,418,869
1株当たり純資産額(円)	—	—	—	237.48

(注) 1. 第16期より連結計算書類を作成しているため、第15期以前の各数値については記載しておりません。
 2. 1株当たり当期純損失は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数に基づき、また、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数に基づき算出しております。

② 当社の財産及び損益の状況

区分	第13期 (2022年3月期)	第14期 (2023年3月期)	第15期 (2024年3月期)	第16期 (当事業年度) (2025年3月期)
売上高(千円)	1,562,260	2,707,217	757,549	989,031
経常利益又は経常損失(△)(千円)	527,877	1,280,724	△97,384	△873,192
当期純利益又は当期純損失(△)(千円)	374,816	909,628	△111,336	△2,189,900
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)(円)	34.83	72.47	△8.48	△162.72
総資産(千円)	2,817,554	6,016,457	5,337,670	4,477,152
純資産(千円)	2,045,259	4,930,502	4,850,654	3,539,613
1株当たり純資産額(円)	187.57	375.74	369.29	245.88

(注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)及び1株当たり純資産額は、小数点第2位未満をそれぞれ四捨五入して表示しております。
 2. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数に基づき、また、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数に基づき算出しております。
 3. 2023年4月1日付で普通株式1株につき5株の株式分割を行っております。第13期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)を算定しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 重要な親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主要な事業内容
エス・エフ・ディー 株式会社	60百万円	100.0%	ダイヤモンドの応用製品の開発、製造、販売
SFD India Private Limited	56百万円	100.0%(※)	ダイヤモンドの応用製品の開発、製造、販売

(注) 1. 2024年7月29日にSFD India Private Limitedを設立し、同社を連結子会社としております。

2. 議決権比率欄の※印は、間接保有を含んでおります。

(4) 対処すべき課題

当社グループのビジネス分野はLGD (Laboratory Grown Diamond : 人工ダイヤモンド宝石) と半導体応用開発に必要な素材であるウエハ・基板等 (ダイヤモンドデバイス) の2つで構成されております。当社グループ共通の課題、それぞれの事業分野ごとの課題は以下のとおりです。

①LGD分野の活動に係る課題

LGDの本格的な宝石ビジネスは10数年前に始まりましたが、市場アナリストの情報として、現在ではダイヤモンド宝石市場における流通量の20%以上にも達しているとの推定もあります。米国では50%を超えたとの情報も出ており、いよいよLGDが本格的に天然ダイヤモンドを置き換える方向に進んでいます。ビジネス規模は依然として急速に拡大しており、当社はこの分野で種結晶のみを販売するビジネス形態では発展が望めないと判断し、このために2024年1月にSFDを設立し、宝石販売を行うことを決断いたしました。

このビジネスを実施するためのグループとしての構造は、当社が原石を生産し、インド等で加工し、SFDが国内及び海外で販売することを想定しています。このために、この1年で、SFD Indiaを設立いたしました。

SFD Indiaが種結晶販売と共に、宝石加工の委託を行います。この方針でのビジネス展開に必要な拠点を築き、オペレーションを開始する準備を進めてきました。当社グループにとって初めての海外展開であり、必ずしも順調に進みませんでしたので、2025年3月末においては、SFD Indiaは十分な活動をできておりません。しかし、2026年3月期においてLGD分野のビジネスを進展させるための環境は整っています。

当社グループは今後以下の2つの製品でこの分野のビジネスを進めてまいります。種結晶、宝石及び宝飾品が製品となります。

i. 種結晶ビジネスの進め方

2023年3月期までは主力製品として当社グループの発展に貢献して来ましたが、その第4四半期から製品価格が大幅に低下し、需要も後退しました。この原因としては、LGD製造企業が自家用に製作する種結晶が増加したことと、LGD生産手法が変化し、LGD製造企業は成長した原石から複数の宝石を切り出すCAD-CAM技術も確立しているため、種結晶サイズごとに大きさの異なる宝石を製作する工程自体が減少しています。当社グループの種結晶の品質の高さは現在でも多くのLGD製造企業で認められているものの、現在の製造状況で当社製品に対する購買意欲は低下しております。また、当社グループの状況の変化に対する情報収集能力の不足が、種結晶ビジネスへの対応を遅らせる原因となっていました。

このような状況を改善するため、世界的なダイヤモンド加工産業の集積地であるインド・グジャラート州において、タイムリーに顧客のニーズに応えていくことを目的として、2024年7月に当社は、当社100%子会社であるSFDとともに、インドにおいてSFD Indiaを設立いたしました。

この現地法人では、従来からの当社グループの製品である種結晶を、インドのLGDメーカーに対し現地販売いたします。また、SFDが計画している宝石の製作を可能とするため、当社で製作した原石を、現地法人を通じて当地で宝石に加工いたします。完成した宝石はSFDが購入して、日本及び世界で販売してまいります。

このような活動を行うために、現地法人には販売や加工等に必要な要員を配置し、場合によっては加工設備を設置して、試作や加工技術の開発を行うことも検討しております。スーラット市の事務所の設置が完了し、当社から種結晶の売却を行う準備を進めております。さらに、一部の宝石につきましては、当地での加工テストを行っております。

ii. 宝石ビジネスの展開

SFDは宝石を販売するために、当社が製造した原石を購入し、インド等での加工を行って、宝石としての試作を進めました。また、ある程度の量を確保しないと販売が難しいため、海外の市場から宝石を調達して、販売ルートの構築を行ってきました。当連結会計年度においては、少量の販売実績しか出来ませんでしたが、大手の宝飾品企業との製品開発についての検討を開始しております。

②ダイヤモンドデバイス分野の活動に係る課題

ダイヤモンドの持つ優れた半導体特性を利用して、パワーデバイスや量子デバイス等に応用するための研究が、世界各地で進められています。各国政府も、ダイヤモンドの持つポテンシャルを評価し、この開発に資金を投入しています。しかし、現段階では未だ基礎的な段階であり、ウエハ等の材料が大きな市場を形成するには時間が必要です。

半導体プロセスを使ったデバイス製作を行うには、最低の大きさとして2インチウエハ（直径50mm）が必要です。このサイズへの到達時期が早まれば、これを使用して量産技術開発が促進され、デバイスの実用化が早まると思われます。

当社グループは単結晶の大型化を進め、最終的に4インチウエハを目指すロードマップを2024年11月28日に開示いたしました。当時開発を進めていた30x30mmの単結晶を、2025年2月までに実用化し、これから1インチ(直径25mm)を実用化することを目標といたしました。

2025年2月13日に30x30mm単結晶の実用化を開示し、このロードマップの最初のマイルス

トーンについて予定通り進めることができました。1インチウエハにつきましては、多少遅れましたが、2025年4月24日に製品化を果たしました。

この大型単結晶を4個接合したモザイク結晶は、50x50mm以上のサイズとなるので、そこから直径50mmの円盤を作成すれば、2インチウエハができます。この2インチウエハを2025年末までに完成させることを目標とし、開発を継続しております。

その後、単結晶形状をさらに拡大するために、50x50mm単結晶を目標とする開発に着手し、これが完成すれば単結晶の2インチウエハが実用化できます。また、この単結晶を4個接合することで、100x100mm以上のモザイク結晶を作製し、そこから直径100mmの円盤を切断すれば4インチウエハが実用化できます。

ウエハの2インチ以上の拡大へは、長期的な大型結晶開発と共に、デバイスの製作プロセスに使用するためのウエハとしての規格に当てはまることが必要です。そのためには、表面の粗さ、うねり、欠陥密度等が、既存の半導体材料のレベルに達していることが要求されます。これらの課題を乗り越えるためには、それぞれの課題において相応の開発期間と投資が必要となります。

当社グループはこのような課題を乗り越え、規格化にも取り組んで、ダイヤモンドデバイスの実用化に向けて素材面からの後押しを続けます。

③当社グループの共通の課題

当社が東京証券取引所グロース市場へ上場して3年程度経過しましたが、さらに成長していくためには、ガバナンスの強化に引き続き取り組んでいく必要があると認識しております。また、開発体制、工場運営、人材等に対しても、以下の課題があると考えております。

i. 技術開発

当社グループのビジネス分野では、多くの技術で世界的に優位な地位にあり、今後もこの地位を維持することが重要であると認識しております。製品そのものだけでなく、製造技術や評価技術等幅広い分野での研究開発活動が必要です。当社グループのビジネス分野においては、状況の変化は常に発生しており、これらの情報を確実に入手し、対応策を講じることが重要です。このために、営業情報だけでなく、大学、公的研究機関及び他企業と連携することで、多角的に情報を入手して、計画の立案、策定に生かしてまいります。これまで大学、公的研究機関及び他企業と委託研究や共同研究を行ってまいりましたが、海外の機関を含めさらに拡大することを検討いたします。

ii. 工場運営とコスト削減

当社グループは、事業構造を変革するために、従来以上に製品の種類が増加しております。製品の多様化に対応するために、必要な設備投資を進めておりますが、必要な人材の確保は十

分な状況にはありません。新たな製品を輩出するためには、既存の生産方式及び体制とは異なる生産方式ならびに体制を構築していく必要があると認識しております。新しい製品を作るために工場運営の柔軟性や、異なった視点からコスト削減への取り組みが必要となることは確実です。このために情報の収集及び新たな人材獲得を積極的に進めてまいります。

iii. 連結会社の管理

当社グループは一昨年度から連結子会社を設立してきました。これらの会社に対する統制や資金的なバックアップが重要となっております。経理業務だけでなく、コンプライアンス管理や従業員の状況把握なども、複雑な管理が必要となっています。当社において確立しているガバナンスを、これらの連結子会社にも適用するよう、順次対応を進めております。また、このために各地の状況に精通した人材の確保も必要で、採用活動を進めております。

iv. 人材育成

当社グループの置かれた状況から、上場企業としてのガバナンスの強化、生産体制の維持と発展、新規技術の開発、新たな営業活動のための海外拠点の設置、グループ企業としての運営等に必要な人材の確保が急務であります。当社グループはこれまで必要な人材を外部から採用してまいりましたが、当社グループの事業活動に適した人材を育成することも、重要になっております。これを進めるために、教育システムを構築し、長期的に当社グループを担う人材を養成してまいります。

v. ダイバーシティーの重視

当社グループはESGを重視する経営方針の中で、ダイバーシティーを意識して、女性の管理職への登用や障害者の雇用等を進める必要があります。当連結会計年度におきまして、部長クラスに女性を1名登用いたしました。また、今般の役員改選で、社外取締役に女性を1名選任する予定であります。

vi. 経営陣の高齢化と後継者の育成

当社グループの部長以上の経営陣は、60歳以上の比率が高く、将来の後継者の育成とあわせて、年齢構成を検討する必要があると認識しております。また役員についても、平均年齢を引き下げて、将来の当社グループを担う経営体制を構築することを検討してまいりました。今般の役員改選で、その方針が実現する予定です。

vi. 輸出管理

経済安全保障の観点から、2022年12月に輸出貿易管理令の一部を改正する政令が施行され、ダイヤモンドの基板等が、新たな規制品目に入りました。しかし、当社グループはこの改正に対する対応が遅れ、2022年12月から2023年4月にかけて規制品目であるダイヤモンド基板等を、経済産業省の許可を得ずに輸出しておりましたことに関し、経済産業省より

2024年5月21日に「厳正な輸出管理の徹底について（厳重注意）」を受領しました。当社グループとしては、この事態を厳粛に受け止め、これまで以上に法令遵守を徹底し、社内体制を整備することにより、再発防止に努めてまいりました。

各種の規定を整備し、貿易管理に関する新たな組織を立ち上げ、連結子会社2社も当社と同様の規制内容の遵守を行っております。既に一般包括輸出許可を取得しており、欧米等への輸出には許可申請を必要としておりません。当連結会計年度において、輸出について特段の支障はありませんでしたが、引き続き法令遵守を徹底してまいります。

(5) 主要な事業内容（2025年3月31日現在）

当社グループは、ダイヤモンド単結晶および関連製品の製造、販売、開発事業を行っております。

なお、当社グループは、ダイヤモンド単結晶の製造、販売、開発事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(6) 主要な営業所及び工場 (2025年3月31日現在)

① 当社

本 社	大阪府豊中市
開 発 部	大阪府茨木市
工 場	横江工場：大阪府茨木市 島 工 場：大阪府茨木市

② 子会社

エス・エフ・ディー株式会社	本社（大阪府茨木市）
SFD India Private Limited	本社（インド・スーラット市）

(注) SFD India Private Limitedは、2024年7月29日に設立いたしました。

(7) 従業員の状況 (2025年3月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

地 域	従 業 員 数
日 本	65 (14) 名
ア ジ ア	4 (-)
合 計	69 (14)

(注) 1. 従業員数は就業人員であります。

2. 従業員数の()内は、臨時従業員の最近1年間の平均雇用人員（1日8時間換算）であります。
3. 当社グループはダイヤモンド単結晶の製造、販売、開発事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載をしておりません。
4. 当連結会計年度より企業集団の従業員の状況を記載しているため、前連結会計年度との比較は行っておりません。

② 当社の従業員の状況

従 業 員 数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
64 (14) 名	2名増(4名減)	45.16歳	3.93年

- (注) 1. 従業員数は就業人員であります。
2. 従業員数の（ ）内は、臨時従業員の最近1年間の平均雇用人員（1日8時間換算）であります。
3. 当社はダイヤモンド単結晶の製造、販売、開発事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載をしておりません。

(8) 主要な借入先の状況 (2025年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社日本政策金融公庫	298百万円
株式会社三井住友銀行	296
株式会社三菱UFJ銀行	30

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、2024年3月に、本社事務所建物の貸主等3名に対し、損害賠償請求及び本社事務所建物の賃料支払義務不存在確認の訴えを大阪地方裁判所へ提起いたしました。

また、当社は、本社事務所建物の貸主である有限会社新千里から、2024年2月に本社事務所建物の明渡しと賃料の支払を求める訴訟を大阪地方裁判所へ提起されました。

当社は、当社が提起した訴訟並びに貸主が提起した訴訟を通じて、当社の訴えが正当である旨引き続き主張してまいります。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2025年3月31日現在)

- | | |
|---------------|-------------|
| ① 発行可能株式総数 | 40,000,000株 |
| ② 発行済株式の総数 | 14,377,600株 |
| ③ 株主数 | 12,948名 |
| ④ 大株主 (上位10名) | |

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
藤 森 直 治	1,056,900株	7.35%
竹 内 工 業 株 式 会 社	911,000	6.34
CORNES & COMPANY Limited	535,000	3.72
C B C 株 式 会 社	444,000	3.09
株 式 會 社 榎 屋	408,500	2.84
旭 ダ イ ヤ モ ン ド 工 業 株 式 会 社	400,000	2.78
加 茂 瞳 和	300,000	2.08
三 星 ダ イ ヤ モ ン ド 工 業 株 式 会 社	300,000	2.08
株 式 會 社 S B I 新 生 銀 行	277,500	1.93
北 城 恒 太 郎	271,000	1.88

(注) 1. 当社は、自己株式を411株保有しております。

2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

3. 2024年7月17日付の譲渡制限付株式報酬としての新株式の発行、2024年9月4日に野村證券株式会社に対する第三者割当ての方法により発行した第17回新株予約権（行使価額修正条項付）の行使等により発行済株式の総数は1,242,200株増加し、14,377,600株となっております。

⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

当社は、2023年6月23日開催の第14回定時株主総会決議に基づき、当社の取締役が、株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めることを目的として、固定報酬の一部として譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。

当社の役員に交付した株式の区別合計

区分	株式数	交付対象者数
取締役（社外取締役を除く）	16,000株	3名
社外取締役	1,200株	2名

(2) 新株予約権等の状況

- ① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

区分	第12回新株予約権	第14回新株予約権	
発行決議日	2019年6月18日	2020年6月19日	
新株予約権の数	375個	300個	
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 (新株予約権1個につき 500株)	普通株式 (新株予約権1個につき 500株)	
新株予約権の払込金額	新株予約権と引換えに払い込みは 要しない	新株予約権と引換えに払い込みは 要しない	
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個当たり 150,000円 (1株当たり 300円)	新株予約権1個当たり 150,000円 (1株当たり 300円)	
権利行使期間	2021年7月2日から 2026年7月1日まで	2022年7月2日から 2027年7月1日まで	
行使の条件	(注) 2	(注) 2	
役員の 保有状況	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数 345個 172,500株 2名	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数 270個 135,000株 3名
	社外取締役	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数 －個 －株 －名	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数 30個 15,000株 1名
	監査役	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数 30個 15,000株 1名	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数 －個 －株 －名

区分	第16回新株予約権		
発行決議日	2021年6月18日		
新株予約権の数	400個		
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 (新株予約権1個につき 500株)	200,000株	
新株予約権の払込金額	新株予約権と引換えに払い込みは要しない		
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個当たり (1株当たり)	180,000円 360円	
権利行使期間	2023年7月2日から 2028年7月1日まで		
行使の条件	(注) 2		
役員の保有状況	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	370個 185,000株 3名
	社外取締役	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	30個 15,000株 1名
	監査役	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	一個 一株 一名

- (注) 1. 2021年11月18日付で、普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。
2. 本新株予約権の行使は、行使しようとする新株予約権者について以下の取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。但し、取締役会の決議により特に行使を認められた場合はこの限りでない。なお、上記但書にかかわらず、会社は取締役会の決議により取得事由の生じた本新株予約権の行使を認めることができない旨確定することができるものとし、かかる決定がなされた場合は、いかなる場合でも当該新株予約権は行使できなくなるものとする。

(取得事由)

新株予約権者が下記いずれの身分とも喪失した場合又は死亡した場合は、当社は、未行使の本新株

予約権を無償で取得することができる。

- ア. 当社又は当社子会社（会社法第2条第3号に定める子会社を意味する。以下同じ。）の取締役又は監査役
 - イ. 当社又は当社子会社の従業員
 - ウ. 顧問、アドバイザー、コンサルタントその他名目の如何を問わず当社又は当社子会社との間で委任、請負等の継続的な契約関係にある者
3. 2023年4月1日付で、普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

③ その他の新株予約権等の状況

2024年8月19日開催の取締役会決議に基づき発行した新株予約権（第17回新株予約権）

新株予約権の総数	23,000個
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 2,300,000株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額	新株予約権1個当たり420円
新株予約権の払込期日	2024年9月4日
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1株につき 初回行使価額930円 上限行使価額なし 下限行使価額651円
新株予約権の行使期間	2024年9月6日から2027年9月3日まで
新株予約権の行使による株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金	本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算出された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。 増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできない。
割当先	第三者割当の方法により、発行した新株予約権の総数を野村證券株式会社に割当てた。

(3) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況 (2025年3月31日現在)

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	藤森直治	国立研究開発法人産業技術総合研究所名誉リサーチャー 一般社団法人ニューダイヤモンドフォーラム顧問 エス・エフ・ディー株式会社 代表取締役社長 SFD India Private Limited 取締役
代表取締役副社長	高岸秀滋	総務部長
常務取締役	林雅志	生産部長
取締役	北城恪太郎	日本アイ・ビー・エム株式会社名誉相談役 トライズ株式会社 社外取締役 株式会社インフォ・クリエイツ 社外取締役
取締役	光田好孝	独立行政法人大学改革支援・学位授与機構 研究開発部 特任教授 株式会社UACJ 社外取締役
常勤監査役	岡田宗久	
監査役	池見達穂	
監査役	大松信貴	大松公認会計士事務所 所長 川上塗料株式会社 社外監査役 株式会社エスティック 社外取締役(監査等委員) 株式会社タケウチ建設 社外監査役

- (注) 1. 取締役北城恪太郎氏及び取締役光田好孝氏は、社外取締役であります。
 2. 常勤監査役岡田宗久氏及び監査役池見達穂氏並びに監査役大松信貴氏は、社外監査役であります。
 3. 監査役大松信貴氏は、公認会計士・税理士の資格を有しており、財務及び会計並びに税務に関する相当程度の知見を有しております。
 4. 当社は、社外取締役及び社外監査役の全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役（業務執行取締役等である者を除く。）及び監査役（監査役であった者を含む。）は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の行為に関する損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令（会社法第425条第1項）が規定する最低責任限度額としております。

なお、当該責任限定契約が認められるのは、当該取締役（業務執行取締役等である者を除く。）及び監査役（監査役であった者を含む。）が責任の原因となった職務の遂行について、善意かつ重大な過失が無い場合に限られます。

③ 補償契約の内容の概要等

該当事項はありません。

④ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる、役員等としての職務の執行に関し責任を負うこと、または、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずる損害を、当該保険契約により填補することとしております（ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります）。なお、当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は当社並びに国内子会社（エス・エフ・ディー株式会社）の取締役、監査役、執行役員及び従業員であり、すべての被保険者について、その保険料を全額当社が負担することとしております。

⑤ 取締役及び監査役の報酬等

イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社の取締役の報酬額は、株主総会において決議された報酬総額の限度内で、役員報酬規程に基づき取締役会の決議により各取締役の報酬額を決定しております。その報酬は全て固定報酬であり、金銭報酬である「基本報酬」及び「賞与」、非金銭報酬である「譲渡制限付株式報酬」で構成しております。取締役会は、それぞれの決定方針並びに算定方法等は、取締役が業務目標の達成を奨励することを促すため、取締役個々に職責及び実績を考慮に入れた内容で決定しております。取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が、上記の決定方針と整合していることを確認し、当該決定方針に沿うものと判断しております。

また、監査役の報酬等については、株主総会の決議により承認された報酬総額の範囲内で、監査役の協議にて決定しております。その報酬は全て固定報酬であり、金銭報酬である「基本報酬」及び「賞与」で構成しております。

なお、取締役並びに監査役ともに、業績連動報酬等の制度は導入しておりません。

□. 当事業年度に係る報酬等の総額等

区分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額			対象となる役員の員数
		基本報酬	賞与	譲渡制限付株式報酬	
取締役 (うち社外取締役)	80,313千円 (9,903)	57,010千円 (8,400)	-千円 (-)	23,303千円 (1,503)	5名 (2)
監査役 (うち社外監査役)	20,400 (20,400)	20,400 (20,400)	- (-)	- (-)	3 (3)
合計 (うち社外役員)	100,713 (30,303)	77,410 (28,800)	- (-)	23,303 (1,503)	8 (5)

(注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

2. 当社は業績連動報酬等の制度は導入しておりません。

3. 取締役の報酬等の総額は、2023年6月23日開催の第14回定時株主総会において金銭報酬の額を年額200百万円以内（うち、社外取締役年額30百万円以内）、非金銭報酬である譲渡制限付株式に関する報酬の額を年額60百万円（うち、社外取締役年額12百万円）以内と決議しております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、5名（うち、社外取締役は2名）です。

4. 監査役の金銭報酬の額は、2021年11月18日開催の臨時株主総会において年額30百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は3名です。

ハ. 当事業年度に支払った役員退職慰労金
該当事項はありません。

二. 社外役員が子会社（当社を除く）から受けた役員報酬等の総額
該当事項はありません。

⑥ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役北城恪太郎氏は、日本アイ・ビー・エム株式会社の名誉相談役、トライオン株式会社の社外取締役及び株式会社インフォ・クリエイツの取締役であります。兼職先と当社との間には特別の関係はありません。
- ・取締役光田好孝氏は、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構 研究開発部特任教授、株式会社UACJの社外取締役であります。兼職先と当社との間には特別の関係はありません。
- ・監査役大松信貴氏は、大松公認会計士事務所の所長、川上塗料株式会社の社外監査役、株式会社エスティックの社外取締役（監査等委員）及び株式会社タケウチ建設の社外監査役であります。兼職先と当社との間には特別の関係はありません。

□. 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	出席状況及び発言状況並びに社外取締役に期待される役割に関する行った職務の概要
取締役	北城恪太郎	当事業年度に開催された取締役会16回すべてに出席いたしました。日本アイ・ビー・エム株式会社の代表取締役社長等の経歴と経済団体の代表幹事の経験及び各種のベンチャー企業の社外取締役を務めてきた経験と幅広い見識を有しており、経営者としての経験や経営に関する見識から適宜発言を行うなど、独立した立場からの当社の経営判断への助言・提言を行っております。 また、独立的な立場から取締役の職務執行の監督を行っております。
取締役	光田好孝	当事業年度に開催された取締役会16回すべてに出席いたしました。ダイヤモンドに関する豊富な学識経験及び大学運営や産学官連携に関する豊富な経験並びに他社の社外取締役を務めてきた経験に基づき、適宜発言を行うなど、独立した立場からの当社の経営判断への助言・提言を行っております。 また、独立的な立場から取締役の職務執行の監督を行っております。
監査役	岡田宗久	当事業年度に開催された取締役会16回すべてに出席し、監査役会19回すべてに出席いたしました。株式会社大阪チタニウムテクノロジーズでの常勤監査役業務経験と監査役の職責を果たすための幅広い見識に基づき、当社の業務執行の適法性の監査の観点から、適宜発言を行っております。
監査役	池見達穂	当事業年度に開催された取締役会16回すべてに出席し、監査役会19回すべてに出席いたしました。日本アイ・ビー・エム株式会社の管理部門における長年の業務経験と管理業務に関する幅広い見識に基づき、当社の業務執行の適法性の監査の観点から、適宜発言を行っております。
監査役	大松信貴	当事業年度に開催された取締役会16回すべてに出席し、監査役会19回すべてに出席いたしました。公認会計士・税理士として財務及び会計並びに税務に関する知見に基づき、当社の業務執行の適法性の監査の観点から、適宜発言を行っております。

(注) 書面決議による取締役会の回数（3回）を除いております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 E Y新日本有限責任監査法人

② 報酬等の額

項	目	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額		42,085千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額		42,085

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をしております。
3. 上記報酬等の額に、2024年3月期の追加報酬5,260千円が含まれております。

③ 非監査業務の内容

該当する事項はありません。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会が監査役会の決定に基づき当該議案を株主総会に提出いたします。また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

該当する事項はありません。

⑥ 補償契約の内容の概要等

該当する事項はありません。

3. 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

4. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様へ利益還元を行うことを経営上の重要課題と捉え、内部留保の充実を勘案して配当決定を行うことを基本方針としております。しかし、ダイヤモンド単結晶の製造設備の増強、研究開発機能の充実・強化などを目的とした設備投資を継続的に実施しているため、当社設立以来現在に至るまで剰余金の配当を実施しておりません。

現在におきましても、ダイヤモンド単結晶の製造設備の増強、研究開発機能の充実・強化などを目的とした設備投資を継続的に実施していくとともに、事業拡大のための人材確保等を優先しておりますが、将来的には、経営成績及び財政状態を勘案しながら、株主の皆様への剰余金の配当について検討してまいります。

将来的に剰余金の配当を行う場合、年1回の期末配当を基本方針としており、その決定機関は取締役会であります。

また、取締役会の決議により9月30日を基準日として中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

連結貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位:千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	2,721,889	流 動 負 債	354,000
現 金 及 び 預 金	1,441,911	買 掛 金	9,255
売 掛 金	123,899	1年内返済予定の長期借入金	155,700
製 品	149,965	未 払 法 人 税 等	14,987
商 品	104,267	未 払 金	85,640
半 製 品	129,299	賞 与 引 当 金	19,524
半 製 品	600,691	株 主 優 待 引 当 金	18,016
半 製 品	68,023	そ の 他 引 当 金	113
半 贯 品	103,831	そ の 他	50,763
そ の 他		固 定 負 債	604,896
固 定 資 産	1,655,877	長 期 借 入 金	470,180
有 形 固 定 資 産	1,551,463	リ 一 ス 債 務	10,409
建 物	748,967	資 产 除 去 債 務	104,394
構 築 物	20,835	退 職 給 付 に 係 る 負 債	19,912
機 械 及 び 装 置	753,446		
工 具 、 器 具 及 び 備 品	11,445	負 債 合 計	958,897
建 設 仮 勘 定	4,232	(純 資 産 の 部)	
そ の 他	12,536	株 主 資 本	3,417,722
無 形 固 定 資 産	21,404	資 本 金	1,936,735
ソ フ ト ウ エ ア	3,320	資 本 剰 余 金	2,466,335
そ の 他	18,083	利 益 剰 余 金	△983,645
投 資 そ の 他 の 資 産	83,009	自 己 株 式	△1,703
長 期 前 払 費 用	8,574	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	△3,389
関 係 会 社 株 式	32,175	為 替 換 算 調 整 勘 定	△3,389
差 入 保 証 金	42,259	新 株 予 約 権	4,536
資 产 合 計	4,377,766	純 資 産 合 計	3,418,869
		負 債 純 資 産 合 計	4,377,766

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2024年4月1日から)

(2025年3月31日まで)

(単位:千円)

科 目					金	額
売 売 上 原 高 価						902,729
売 売 上 総 損 失						1,070,775
販 費 及 び 一 般 管 理 費						168,045
営 営 業 損 失						808,249
営 営 業 外 収 益						976,294
受 取 利 息 金 他					4,839	
受 取 還 付					1,889	
そ の 他					1,260	
営 営 業 外 費 用						7,989
支 払 利 息 損 他					3,648	
為 替 差 損 他					5,664	
支 払 手 数 料 他					9,104	
そ の 他					2,507	
経 特 常 別 損 失						20,926
固 定 資 産 除 却 損 他						989,231
減 損 損 他					1,858	
税 金 等 調 整 前 当 期 純 損 失					1,300,371	
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税						1,302,229
法 人 税 等 調 整 額						2,291,460
当 期 純 損 失					3,809	
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 損 失					11,097	
						14,906
						2,306,367
						2,306,367

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位:千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	2,477,631	流 動 負 債	343,160
現 金 及 び 預 金	1,326,984	買 掛 金	9,255
売 掛 金	150,141	1年内返済予定の長期借入金	155,700
製 品	206,914	未 払 費 用	40,054
仕 品	600,691	未 払 法 人 税 等	14,567
貯 品	67,732	未 払 金	83,065
前 払 費 用	23,182	預 り 金	3,860
そ の 他	101,984	賞 与 引 当 金	17,582
固 定 資 産	1,999,521	株 主 優 待 引 当 金	18,016
有 形 固 定 資 産	1,536,858	そ の 他	1,057
建 物	748,967	固 定 負 債	594,377
構 築 物	20,835	長 期 借 入 金	470,180
機 械 及 び 装 置	753,446	退 職 給 付 引 当 金	19,803
工 具 、 器 具 及 び 備 品	9,376	資 産 除 去 債 務	104,394
建 設 仮 勘 定	4,232	負 債 合 計	937,538
無 形 固 定 資 産	17,959	(純 資 産 の 部)	
ソ フ ト ウ エ ア	2,485	株 主 資 本	3,535,077
そ の 他	15,474	資 本 金	1,936,735
投 資 そ の 他 の 資 産	444,703	資 本 剰 余 金	2,466,335
長 期 前 払 費 用	8,574	資 本 準 備 金	1,905,345
関 係 会 社 株 式	149,290	そ の 他 資 本 剰 余 金	560,990
差 入 保 証 金	42,083	利 益 剰 余 金	△866,290
長 期 貸 付 金	244,756	そ の 他 利 益 剰 余 金	△866,290
資 産 合 計	4,477,152	繰 越 利 益 剰 余 金	△866,290
		自 己 株 式	△1,703
		新 株 予 約 権	4,536
		純 資 産 合 計	3,539,613
		負 債 純 資 産 合 計	4,477,152

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2024年4月1日から)
(2025年3月31日まで)

(単位:千円)

科 目	金	額
売 上 高		989,031
売 上 原 価		1,142,528
売 上 総 損 失		153,497
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		709,051
営 業 損 失		862,548
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	5,932	
受 取 還 付 金	1,889	
そ の 他	1,164	8,986
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	3,636	
為 替 差 損	4,480	
支 払 手 数 料	9,104	
株 式 交 付 費	1,403	
そ の 他	1,004	19,630
経 常 損 失		873,192
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	1,858	
減 損 損 失	1,300,371	1,302,229
税 引 前 当 期 純 損 失		2,175,421
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	3,382	
法 人 税 等 調 整 額	11,097	14,479
当 期 純 損 失		2,189,900

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月27日

株式会社イーディーピー
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 守 谷 義 広
業 務 執 行 社 員
指定有限責任社員 公認会計士 仲 昌 彦
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社イーディーピーの2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社イーディーピー及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としての他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事實を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懷疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうかを結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び查阅に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められている他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2025年5月27日

株式会社イーディーピー

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 守 谷 義 広
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 仲 昌 彦
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社イーディーピーの2024年4月1日から2025年3月31日までの第16期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第16期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月27日

株式会社イーディーピー 監査役会

常勤監査役 岡田宗久 

監査役 池見達穂 

監査役 大松信貴 

(注) 監査役岡田宗久、監査役池見達穂及び監査役大松信貴は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上

メモ

メモ

メモ